

## 不正競争防止法令和5年改正の要点

デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化という目的を掲げた令和5年改正不正競争防止法が本年4月1日に施行されました。本稿では、改正前後を対照させつつ、今回の改正の要点をお伝えします。

### 1 デジタル空間における模倣行為の防止（2条）

改正前の不正競争防止法（以下「不競法」といいます。）は、他人の商品形態を模倣した商品の提供行為（形態模倣行為）を規制対象としていましたが、ここでいう他人の商品と模倣品は有体物（リアルな商品）が想定されていました。

しかし、近年、デジタル空間の活用が進んできたことで、改正前には想定されていなかったデジタル上の精巧なファッションやデザインの商品に係る経済取引が活発化しています。

そこで改正後は、従来からの有体物に加え、デジタル空間上の商品の形態模倣行為（電気通信回線を通じて提供する行為）も規制対象とし、これらの商品の保護を強化することとなりました。

以上の規制対象行為の拡充は、次のように整理することができます。

改正前：有体物の真正品から有体物の模倣品を作出して提供する行為が規制対象となるにすぎなかった。

改正後：①有体物の真正品からデジタル空間に模倣品を作出して提供する行為、②デジタル空間上の真正品からデジタル空間上の模倣品を作出して提供する行為も規制対象に加わった。

### 2 営業秘密・限定提供データの保護の強化

#### （1）限定提供データとしての保護対象の拡充（2条）

平成30年改正により、ビッグデータ（地図データ、消費動向データ等）を保護するための制度として「限定提供データ制度」が創設されました（令和元年7月施行）。

この制度は、ビッグデータの安全な他者との共有・利活用を目的として、不正取得等侵害行為に対して差止請求などの対抗手段を認める保護制度です。

同制度の創設時は、ビッグデータは秘密管理されるものではないとの想定のもと、秘密管理されていないビッグデータだけが保護対象とされていました。

しかし、近年では、秘密管理しているビッグデータも他者に提供することがあるとして、今回の改正では、これまで保護対象外であった「秘密管理されたビッグデータ」も保護対象とされました。

#### （2）損害額推定規定の拡充（5条）

営業秘密・限定提供データの不正取得等侵害行為がなされた場合、それらの保持者（被侵害者）は侵害者に対し、侵害行為の差止請求とともに、損害賠償請求を行うことが考えられます。

もっとも、侵害行為による損害額（逸失利益）及び侵害行為と損害との因果関係は、立証が困難とされています。

そのため、改正前から「侵害品の販売数量×被侵害者の1個当たりの利益」を損害額と推定して立証負担を軽減する規定が存在していますが、被侵害者の生産・販売能力を超える損害額は否定されてきました。

そんな中、まず令和元年改正特許法102条では、侵害行為をした者勝ちの結果を許さず、適切な損害回復を図るため、推定損害のうち被侵害者の生産・販売能力を超過する分については、侵害者に対し使用許諾（ライセンス）したとみなし、使用許諾料相当額として損害賠償額を増額できる規定が追加されました。

今回の不競法改正でも、上記特許法改正にならった規定が追加されました。

これにより、生産能力等が限られる中小企業も、能力超過分はライセンス料相当額として増額可能になるとして、その保護が強化されました。

また、改正前は、損害額推定規定の適用対象は、「（侵害に係る）物を譲渡（販売）」する場合に限定されていましたが、デジタル化に伴うビジネス多様化を踏まえ「データや役務を提供」する場合にも拡充されました。

### （3）使用等の推定規定の拡充（5条の2）

不正取得した営業秘密（生産方法等）を侵害者が実際に使用しているかを被侵害者が立証することは困難です。

そこで、改正前から、侵害者が営業秘密を不正取得し、これを使用すれば生産できる製品を生産している場合には、侵害者が当該営業秘密を使用したと推定する規定が設けられています。

もっとも、改正前は、上記推定規定の適用対象となる侵害者は、①営業秘密へのアクセス権限がない者（産業スパイ等）、②不正な経緯を知った上で不正取得者から営業秘密を転得した者といった悪質性の高い者に限定されていました。

しかし、近年の雇用の流動化等の事情を踏まえ、推定規定の適用対象を、次の者で上記同様に悪質性が高いと認められる場合にも拡充しました。

③元々アクセス権限のある者（例：元従業員や業務委託先等が営業秘密の記録媒体を許可なく複製・領得した場合）

④不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者（例：権利者から警告等があり、不正な経緯を事後的に知ったにもかかわらず、営業秘密が記録された記録媒体等を削除しなかった場合）

経済産業政策局 知的財産政策室 特許庁 制度審議室がまとめた「不正競争防止法等の一部を改正する法律【知財一括法】の概要」は、不正競争防止法令和5年改正をわかりやすく解説しており、本記事においても参考とさせていただきました。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/r5kaisei06.pdf>